

かすかべ

農委だより

令和6年8月発行

第39号

編集・発行
春日部市農業委員会

〒344-8577
春日部市中央七丁目2番地1
TEL.048-736-1111
FAX.048-737-3683

おもな内容

- 農業経営及び農地利用に関する調査
- 地域計画の推進について
- 野焼きについて
- 利用状況調査を行います
- 農地利用最適化推進委員の紹介
- 相談登記が義務化されました



農業経営及び農地利用に 関する調査の協力を!!

春日部市農業委員会では、市内の農地を所有する方を対象に、毎年8月1日現在の農業経営の状況、所有地及び借地における農地の利用状況等を把握するため「農業経営及び農地利用状況に関する調査」を実施しています。

この調査により、農地台帳を整備し、農地法の許可や各種証明書の交付等を行います。漏れや誤りがある場合、許可や証明書の交付に時間がかかる場合がありますので、正確に記入してください。

また、農地に関する今後の意向に基づき、「貸し手」「借り手」のマッチングを行い、農地利用の推進等に活用します。

調査書を送付しておりますので、変更箇所を訂正・修正の上、変更の有無にかかわらず、同封の返信用封筒にて返送をお願いいたします。

地域計画の推進について

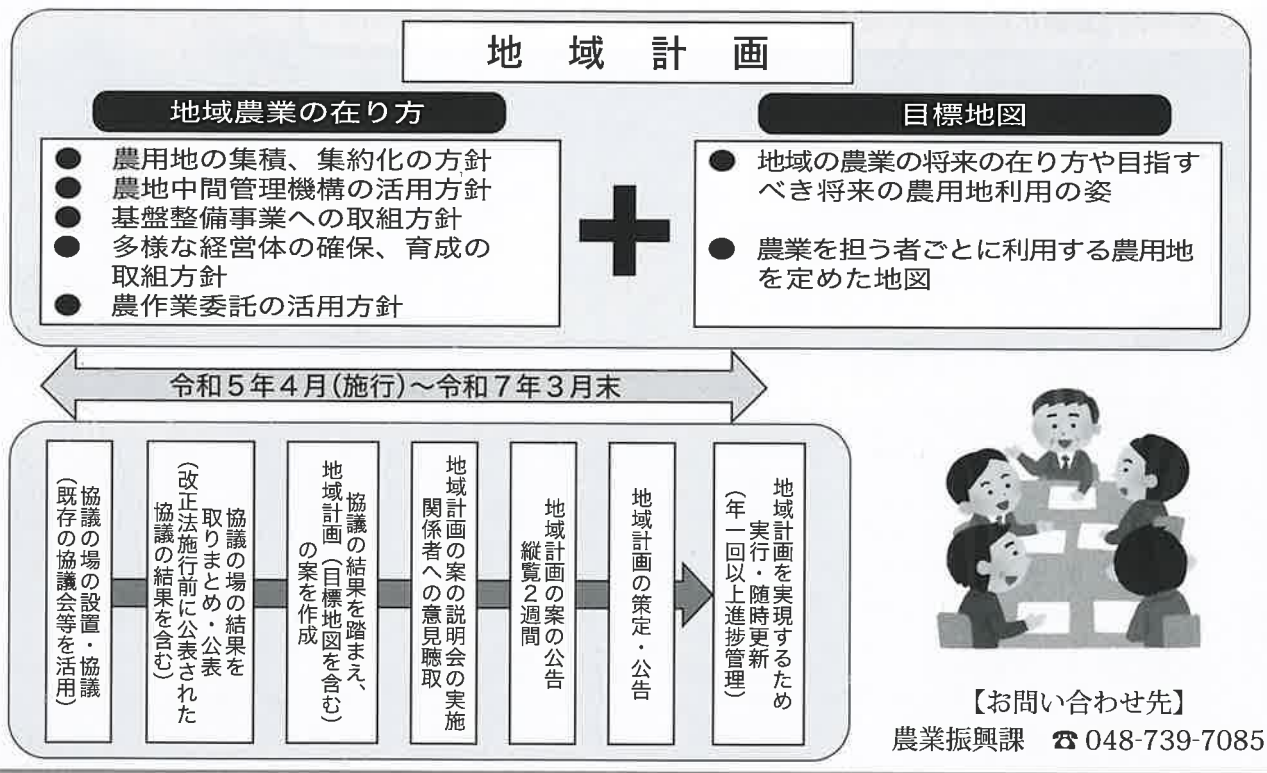
全国的な高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することが、喫緊の課題となっています。

このため、令和5年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、「地域計画」を定めることが法律で義務付けられました。

地域計画は、農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される将来の地域農業の在り方や10年後に目指す地域の農地利用の目標地図を示す設計図です。

市では市内の農業振興地域農用地区域を9地域に分けて、令和7年3月までに策定を進めています。

地域農業を守るため、地域計画の策定には、地域のみなさんのご意見を集約していくことが不可欠です。ご理解とご協力をお願いします。



野焼きについて

農家が行う稲わらの焼却や、田畑のあぜ道、用水路などの刈り取った雑草を焼却するなど、農業を営むため、やむを得ず行う野焼きは、法律で認められています。

しかし、近隣からの苦情や煙による交通の妨げになる場合は指導の対象になりますのでご注意ください。

農業上やむを得ず野焼きをする場合は、風向きや燃やす量、時間帯などに十分注意し、火元から離れずに作業をお願いします。

利用状況調査

(農地パトロール)を行います

農業委員会では、農地法に基づき農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内の農地の利用状況調査(農地パトロール)を行います。

時期は10月から11月にかけて実施します。調査にあたり、農地に立ち入る場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

調査の結果、遊休農地(耕作されておらず雑草などが繁茂している農地)については、所有者の方に「利用意向調査」を実施することがありますので、回答をお願いいたします。



農地の適正な管理を

お願いします

農地について権利を有する者は、「農業上の適正かつ効率的な利用かつ効率的な利用を確保しなければならない」と農地法に規定されています。

遊休農地に雑草等が生い茂ると病害虫の発生など、周辺農地や住宅への迷惑となるばかりでなく、廃棄物が不法投棄されるなど生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

農地を一度遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間と資金が必要となります。

農地の所有者等は、農作物を栽培するとともに草刈りなど、通年を通じて農地の適正管理をお願いいたします。

農地を相続した時は

届出が必要です

相続等により農地の権利を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です(農地法第3条の3)。権利が確定(相続登記等)した時点で、権利を取得した方が届出書を提出してください。

農地利用最適化

推進委員の紹介

第4地区(富多、宝珠花・桜井)で欠員となっていた「農地利用最適化推進委員」を委嘱しました。

農地利用最適化推進委員の主な職務活動は、担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を行います。



齋藤 昇 氏
(富多、宝珠花・桜井)

経営と暮らしに役立つ
情報をお届けします

農家のための情報誌
全国農業新聞

- ◆発行日/週一回(毎週金曜日)
- ◆発行元/全国農業会議所
- ◆購読料/月700円(送料、税込)
- 申込み/農業委員会事務局まで

☎ 048-736-1111

相続登記が

義務化されました

令和6年4月1日から、相続登記の申請が法律で義務化されました。

- ①相続（遺言も含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ②遺産分割が成立した場合、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。
- ①と②のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が生じることがあります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務の対象となります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。



農地の転用には許可や

届出が必要です

農地を農地以外の用途（住宅地・駐車場・資材置場等）に転用する場合には、許可申請又は届出が必要です。

また、農地を耕作しやすい状態にする農地改良も一時転用の手続きが必要です。

農地法の許可を受けずに無断で農地を転用し、現状が農地以外になっていたとしても、農地法上は農地となりますので、農地法違反として工事の中止、原状回復命令等の処分や、罰則が科せられる場合があります。

農薬の使用について

○病虫害や被害発生の早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょ。

○害虫の捕殺、被害を受けた枝・葉の選定など、農薬を使用しない防除を優先しましょう。

○やむを得ず農薬・除草剤を散布する場合は最小限の範囲に努め、風の弱い時や早朝など、天候や時間帯を選んで行いましょ。

また、近くに学校や通学路がある場合は子供に影響が出ないよう注意しましょ。

○あらかじめ散布日時などを看板等でお知らせしたり、散布区域に人が立ち入らないようにしましょ。

農地の賃借料情報

農地を貸し借りする際の目安となる賃借料について情報提供するものです。この情報は参考であり、賃借料を決める場合は当事者間で十分協議の上、決定してください。

1 田(水稻)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借
春日部地域	5,700 円	11,000 円	2,500 円	212	10
庄和地域	5,500 円	16,900 円	900 円	452	126
市域全域	5,600 円	—	—	664	136

2 畑(普通畑)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借
春日部地域	14,900 円	15,000 円	10,800 円	19	0
庄和地域	6,300 円	9,000 円	3,700 円	27	30
市域全域	8,900 円	—	—	46	30

※ 令和6年1月から12月までに公告された賃貸借料水準（10アールあたり）

※ 物納の場合は、玄米60キログラム11,000円に換算しています。

※ 使用貸借（賃料0円）は、集計対象から除いています。

第49回

春日部市農業祭

日時：令和6年11月23日

(土・祝)

午前8時45分～

午後3時※雨天決行

場所：ウイング・ハット春日部

内容：農産物品評会及び展示即

売会、農産物・加工品の

販売など

農家の皆さんへ…

農産物品評会開催に伴い、

多くの農産物の出品をお

待ちしています。

【お問い合わせ】

農業振興課（春日部市農業

団体連合会事務局）

☎ 739-7085



第39回

庄和地域産業祭

日時：令和6年11月10日（日）

午前9時～午後3時30分

※雨天決行・荒天中止

場所：庄和総合公園・庄和総合

支所

内容：商工業製品や農産物・加工

品の販売・ミニ上棟式など

【お問い合わせ】

庄和商工会（産業祭実行委

員会事務局）

☎ 746-0611

埼玉みずほ農業協同組合

（庄和中央支店）

☎ 746-3611

商工振興課・農業振興課

☎ 797-8029



農地の賃借について

現在春日部市で、行政機関をと
おした農地の賃貸借は、以下
の3つの方法があります。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業
- ③ 農地法3条に基づく許可申請

農業経営基盤強化促進法の改正
に伴い、①の「利用権設定等促
進事業」が②の「農地中間管理
事業」に一本化され、農用地利
用集積等促進計画による利用権
設定が行われます。

これにより、①の「利用権設
定等促進事業」の最終受付締切
日は令和6年10月25日となりま
す。

【お問い合わせ】

農業振興課

☎ 739-7085

農業災害時の

報告のお願い

台風や豪雨、降雪、降ひょう
などにより農作物や農業用施設
に被害が生じた場合は、すみや
かに農業振興課へ被害状況の報
告をお願いします。

施設被害の際は、

①被害のあったハウスの構造

(パイプ、鉄骨等)

②棟数

③施設面積

④被害状況が分かる日付入写真

の報告をお願いします。

また、被災した施設を修繕・
再建した際は、その際の請求書
や領収書の保管をお願いします。
報告された情報は、災害復旧
の対策に役立てられますので、
ご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

農業振興課

☎ 739-7085

～やってみよう！ 米(マイ) city がすかべ～



春日部市は、農業委員会との共同事業として、JA南彩、JA埼玉みずほ、春日部商工会議所、庄和商工会、(社)春日部市観光協会、(有)川上製麺所、みたけ食品工業(株)の7事業者と連携・協力し「春日部産米を活用した食の新たな地域ブランド創出に向けた実証実験」を行っています。

令和5年度における栽培や製粉、米粉の製麺・製菓・製パンの技術開発や商品開発など実証実験での成果や課題等の報告会を令和6年3月28日に中央公民館ギャラリーで開催しました。



農業年金者



国民年金

【問い合わせ】

<http://www.rounen.go.jp/>

農業者年金基金

検索

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額四〇〇円)への加入も必要となります。

- ① 国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者出ないこと)。
- ② 年間六十日以上農業に従事する者
- ③ 二十歳以上六十歳未満の方



独立行政法人 農業者年金基金

農業者年金に
加入しませんか

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的年金です。

農業に従事されている方は、次の「三つの要件」を満たせば誰でも加入できます。

配偶者や後継者など家庭農業従事者の人も加入できます。

① 国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者出ないこと)。

② 年間六十日以上農業に従事する者

③ 二十歳以上六十歳未満の方

田畑の耕作ができなくなったら？

公的な機関だから安心です。

まとまりのある形で

農地中間管理事業のしくみ



出し手

貸付

農地中間管理機構

(埼玉県農林公社)

- 貸し付けるまでの間は、農地を適正に管理します。
 - 必要に応じ、簡易な条件整理も行います。
- ※ 借り入れる農地には一定の要件があります。詳しくは機構のHPをご覧ください。

転貸

受け手

- ・ 規模拡大
- ・ 新規参入



お問い合わせ先

埼玉県農地中間管理機構
(公益社団法人埼玉県農林公社)

〒361-0013 行田市大字真名板1975番1
☎ 048-558-3555 FAX 048-558-3558
E-mail nouchi@sainourin.or.jp

埼玉県農林公社

検索

編集・発行

春日部市農業委員会

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

☎ 048-736-1111 内線 7695

編集委員

伊藤 弘子／市川 大倫／川鍋 浩之
飯島 優子／山崎 勇喜／岡本 勉
水口 健二／森本 恒平／萩原 勝

編集後記

今年の夏は、気象庁が統計を取り始めて最も暑かった昨年を上回る暑さになる可能性があるそうです。

夏の農作業では、日中の気温の高い時間帯を外し、こまめな水分補給を行うなど、安全な農作業を心がけましょう。

また、各地域で「地域計画」の話し合いが進んでいると思います。地域農業の将来のあり方について、地域で考え大切な農地を守りましょう。